

緊急事態宣言解除後の授業等への対応について

令和2年5月26日

学長 新井 一

本日5月26日午前0時をもって、首都圏の緊急事態宣言が解除されました。これを受け、今後の本学における授業等への対応について以下の通りお知らせいたします。学生の皆さんには、引き続き制限のある日常を強いることになりますが、油断することなく感染対策に十分に留意して生活してもらいたいと思います。可能な範囲で、同級生、先輩・後輩さらに教職員とコミュニケーションを取るようにして下さい。如何なる状況であっても、一人ひとりの学生が充実したキャンパスライフを送れるように、大学をあげて支援いたします。保護者の皆さまにおかれましても、多大なご心配をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。元気な顔の皆さんと、大学キャンパスで会えることを楽しみにしています。

1. 前期はオンライン授業の方針は変更せず、既に始まっているオンライン授業を継続します。
2. 現在閉鎖となっているキャンパスについては、少人数、予約制など感染対策に十分留意した上で、キャンパスの一部を学生に開放するようにします。
3. 運動部の対外試合や合宿などの課外活動は当面の間禁止とします。ただし、感染対策上問題のない課外活動に関しては、各学部の判断で実施を認めるようにします。また、スポーツ健康科学部に関しては、明確な指針をもって段階を踏むことを条件に、一部の運動部の練習再開を認めます。
4. 医学部・医療看護学部・保健看護学部の実習については、前期のうちに一部再開します。ただし、実習参加にあたっては、発熱チェックなど体調管理を徹底して感染対策に十分留意するようお願いいたします。

詳細は、各学部・研究科の事務室にお問い合わせ下さい。